

「限度額適用認定証」を知っていますか？

入院などで医療費が高額になることがわかっている場合、共済組合に申請（短期様式第37号）をしていただくと「限度額適用認定証」を交付します。この証を保険医療機関等の窓口で組合員証とともに提示していただくことにより、支払額を高額療養費の自己負担限度額*までにとどめることができます。

なお、この証を使用しない場合でも、約3か月後に共済組合から高額療養費が自動給付されますので、最終的な自己負担額は変わりません。

※自己負担限度額区分表

区分	標準報酬月額	1月当たりの自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ	53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ	28万円未満	57,600円
オ	低所得者※市町村民税非課税者等	35,400円

公立学校共済組合限度額適用認定証		
令和3年7月1日交付		
組 合 員 記 号	公立兵庫	番号 555555
氏名	共済 太郎 男 *	
生年月日	昭和 50 年 11 月 11 日	
適用 対象者	氏名	組合員本人 男 *
	生年月日	昭和 50 年 11 月 11 日
	住所	兵庫県神戸市中央区共済通1-2-3
発行年月日	令和 3 年 7 月 1 日	
有効期限	令和 3 年 8 月 31 日	
適用区分	ウ	
発行 機関	所在地	兵庫県 神戸市 中央区 下山手通5-10-1
	保険者 番号 名称 及び印	3 4 2 8 0 0 1 6 公立学校共済組合兵庫支部

☆窓口での支払いが終了し限度額適用認定証が不要となった、または、限度額適用認定証の有効期限が切れた場合は、必ず下記返却先まで返却してください。

〈返却先〉 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 公立学校共済組合兵庫支部 給付・資格班

福祉医療費等助成制度の受給資格確認にご協力ください



毎年7月に、市町村等が実施している福祉医療費等助成制度の受給資格の確認をしています。組合員または被扶養者の方が新たに助成を受けることになった場合、又は助成を受けられなくなった場合、新たに組合員または被扶養者となった方が助成を受けている場合、助成種別・負担内容に変更があった場合は、共済組合へ報告をお願いします。

なお詳しい調査内容については、所属所長あて公文書により依頼しますので、「受給者証」の写しの提出にご協力をお願いします。

※市町により、福祉医療適用の取扱い（年齢・所得制限の基準等）が異なりますのでご注意ください。

◎福祉医療費等助成制度とは

市町村等が、一定の条件を満たした方に、その医療費の窓口負担の全額または一部を助成する制度です。福祉医療費等助成制度の適用を受けられた方は、医療機関等での保険診療受診に係る窓口負担額が免除または減額されます。

福祉医療費等助成制度には、乳幼児等医療費助成（こども医療費助成）、高齢期移行者医療費助成、母（父）子家庭等医療費助成、（重度）障害者医療費助成などがあります。

◎共済組合からの医療費に係る給付金との調整について

福祉医療費等助成制度の適用を受けている方の医療に係る給付については、窓口負担額に対して市町村等からの医療費助成と共済組合からの給付金との重複支給を避ける必要があります。

※正しい報告がないと、給付金が支給されなかったり、支給した給付金を返還していただかなければならないことがあります。

◎報告が不要な方

福祉医療費等助成制度のうち、乳幼児等医療費助成・こども医療費助成を兵庫県内の市町から受けており、助成の対象者が兵庫県内に居住している場合は報告不要です。

ただし、所得制限等により市町からの助成を受けることができない場合や兵庫県外の市町村から助成を受けている場合は報告が必要です。

資格喪失後の受診による医療費の返還請求

組合員、または被扶養者の資格喪失日以降は、お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。

資格喪失後は、組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。

遡って組合員または被扶養者の資格を喪失した場合等、資格喪失後に使用された場合は、公立学校共済組合兵庫支部が負担した医療費の7割(一部8割または9割)と附加金等の給付金の全額を一括返還していただきます*。

※医療機関への受診状況(入院・手術または高額な薬剤を継続的に使用している場合等)によっては、返還金の額が非常に高額になりますのでご注意ください。



育児休業手当金の支給期間延長の手続きについて

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて勤務に服さなかった期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間支給されます。ただし、子が1歳に達した時点で保育所に入れぬ等の「**特別な事情**」に該当するときは、「育児休業手当金(1歳超分)請求書」(短期様式第33号の1)と保育に関する状況に応じた下記書類を添付し、所属所を通じて提出することで、最大2歳に達する日まで延長されます。

なお、1歳超分の請求については、月ごとに請求が必要となります。

「特別な事情」

- 1 育児休業に係る子について、当該子が1歳に達するまでに、少なくとも1歳に達する日の翌日を保育所入所希望日として、市区町村に保育の申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われないとき。

添付書類

・「市区町村長が発行した入所希望年月日及び入所不承諾の期間が記載されている通知書」(原本)又は、「保育待機状態であることの市区町村長の証明書」

・育児休業承認辞令の写し

(注) 自治体で定められている保育所の申込期日にご注意ください。

- 2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当したとき。

(1) 死亡したとき

添付書類

・世帯全員について記載された住民票の写し

・母子健康手帳の写し(保護者が記載されているページ)

・育児休業承認辞令の写し

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

添付書類

・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等

・母子健康手帳の写し(保護者が記載されているページ)

・育児休業承認辞令の写し

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき

添付書類

・世帯全員について記載された住民票の写し

・母子健康手帳の写し(保護者が記載されているページ)

・育児休業承認辞令の写し

(4) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

添付書類

・母子健康手帳の写し(保護者が記載されているページ)

・育児休業承認辞令の写し